

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 令和7年 9月 1日

太陽光発電施設の設置予定場所	上田市中野字久保816-1,-5
----------------	------------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
下で耕作を行い上で太陽光という形なのか	提出者	今回はシェアリングではなく太陽光発電施設の建設のみになりますので特に下で耕作をする予定はありません
借地ですか	提出者	売却の方で話は進めさせていただいてます
元に戻すとはどういうことですか	提出者	長期的に発電する限り太陽光発電事業の方は進めさせていきたいと思っております。もし事業の方が終了する場合太陽光発電の方を撤去しなきゃいけないのですので、パネル、架台、杭などを全部撤去させてもらい、更地の状態でまた管理させていただくような形になるかと思えます
溜まった水はどうか	提出者	地下に浸透していく形になります
遠隔監視は、防犯カメラなのか	提出者	防犯カメラではなく、あくまでも発電量を監視するものとなります
景観に対しての考え	提出者	パネルは低反射のもの、フェンスは茶色の物など景観上他と馴染めるものなどを選定いたします。

地目は農地から何に変わるの	提出者	雑種地に変更となります
フェンスは電気柵なのか	提出者	電気柵ではありません

日当たりは関係あるのか	提出者	太陽光なので日当たりは関係あります
農産物への影響は	提出者	耕作農地の隣接で太陽光事業を行なっているところもありますが、今のところクレームなどはございません